

野田市告示第256号

屋外広告物法第8条第2項の規定により、野田市長が除却し保管した広告物等について、次のように告示する。

令和3年9月17日

野田市長 鈴木 有

1. 保管した広告物等の名称又は種類及び数量

はり札 106枚

2. 保管した広告物等が表示され、又は設置されていた場所及び当該広告物等を除却した日時

別紙のとおり

3. 当該広告物等の保管を始めた日時及び保管の場所

別紙のとおり

4. その他（返還するために必要と認められる事項）

広告物等を返還する旨を申し出る方は、広告物の所有者等であることが分かる書類等を持参して、下記担当までお越しくください。

また、返還には規則で定められた受領書（押印したもの）が必要となります。

※ 問合せ先・担当 都市部都市計画課 電話04-7125-1111

## 第九号様式の二（第十六条第二項）

保 管 物 件 一 覧 簿							
整理番号	保管した広告物等		保管した広告物等が 放置されていた場所	除却した年月日時	保管を始めた年月日時	保管の場所	備考
	名称又は種類	数量					
3-8-1	立看板 はり札	— 6	結城野田線 七光台～中里～親野井～西高野～関宿台町～関宿三軒家～関宿江戸町～関宿台町	令和3年8月3日 午前9時から午後4時	令和3年8月3日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 補修事務所	
3-8-2	立看板 はり札	— 35	川間停車場線～市道1011～11290～2030～2020～2030～11102～11209～1012～11211～11213～11221～11222～1012～11209～11102～2030～川間停車場線～11030～1071～1061～1080 中里～日の出町～尾崎台～尾崎～東金野井～中里～尾崎～七光台～吉春～谷津～七光台	令和3年8月3日 午前9時から午後4時	令和3年8月3日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 補修事務所	
3-8-3	立看板 はり札	— 10	つくば野田線～我孫子関宿線 目吹～船形～目吹	令和3年8月10日 午前9時から午後4時	令和3年8月10日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 補修事務所	
3-8-4	立看板 はり札	— 21	市道2100～22224～22222～2100～22348 七光台～谷津～吉春～蕃昌	令和3年8月10日 午前9時から午後4時	令和3年8月10日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 補修事務所	
3-8-5	立看板 はり札	— 4	結城野田線～つくば野田線～2390～31128～31121～結城野田線 蕃昌～吉春～清水～吉春	令和3年8月10日 午前9時から午後4時	令和3年8月10日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 補修事務所	

## 第九号様式の二（第十六条第二項）

保 管 物 件 一 覧 簿							
整理番号	保管した広告物等		保管した広告物等が 放置されていた場所	除却した年月日時	保管を始めた年月日時	保管の場所	備考
	名称又は種類	数量					
3-8-6	立看板 はり札	— 6	市道1180～1210号線～1390号線 鶴奉～宮崎～中根～花井～堤根～花井1丁目～山崎	令和3年8月17日 午前9時から午後4時	令和3年8月17日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 補修事務所	
3-8-7	立看板 はり札	— 8	野田牛久線～市道1180～1160～2170～ 1180～2220～1390～1191 野田～中根～宮崎～花井	令和3年8月17日 午前9時から午後4時	令和3年8月17日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 補修事務所	
3-8-8	立看板 はり札	— 6	野田牛久線～市道43124～野田牛久線～市道1 252～1240～1252 中根～宮崎～大殿井～木野崎～二ツ塚～山崎	令和3年8月17日 午前9時から午後4時	令和3年8月17日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 補修事務所	
3-8-9	立看板 はり札	— 10	市道1280～62317～62311～6231 0～62304～62309～62322 下三ヶ尾～西三ヶ尾～二ツ塚	令和3年8月17日 午前9時から午後4時	令和3年8月17日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 補修事務所	